

## 参考資料5: レセプト病名(標準病名マスター)とは

(財)医療情報システム開発センター(MEDIS・DC)では、厚生労働省の委託を受け、保健医療分野におけるIT化を支える基盤技術として標準的用語・コードの開発・普及を行っている。ICD-10 対応電子カルテ用標準病名マスター(以下標準病名マスター)は、同センターで開発されたマスター群の1つで、標準的な病名およびそのコードを収載している。

Ver.2.10以降は社会保険診療報酬支払基金が維持管理する傷病名マスターと連携が成立し、現在「標準病名マスター作業班・傷病名マスター作業委員会(大江東大教授他)」のもと、同一内容での更新が行われている。また、Ver.2.42以降はICD-10(2003年版)に対応している。

特に※1『「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部改正について(平成14年4月19日保医発第0419001号厚生労働省保険局医療課長通知)』により、その収載病名が、原則としてレセプトに記載する傷病名とされたことから、当初の開発方針であった電子カルテ用のみならず、レセプト用の病名集として広く使用されるようになった。

※1『「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部改正について(平成14年4月19日保医発第0419001号厚生労働省保険局医療課長通知)』

### 2. 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

#### (17)「傷病名」欄について

ア 傷病名については、原則として注)「磁気テープ等を用いた請求に関する厚生労働大臣が定める規格及び方式」

別添3に規定する傷病名を用いること。

注)この「磁気テープ等を用いた請求に関する厚生労働大臣が定める規格及び方式(平成3年9月27日保発第64号・老健発第83号各都道府県知事あて厚生省保健局長・大臣官房老人保健福祉部長連名通知)」とはレセプト電算処理用マスターの傷病名マスターを指す。標準病名マスターはVer.2.10以降は社会保険診療報酬支払基金が維持管理する傷病名マスターと完全な連携を保っているため、標準病名マスターの収載病名である「病名表記」は傷病名と完全一致しており、原則としてレセプト記載に用いる病名ということになる。

## 参考資料6: ICD-10 とは

1. 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類:International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems(以下「ICD」と略)」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関(WHO)が作成した分類である。

最新の分類は、ICDの第10回目の修正版として、1990年の第43回世界保健総会において採択されたものであり、ICD-10(1990)と呼ばれている。

現在、我が国では、その後のWHOによるICD-10のままの一部改正の勧告である。ICD-10(2003)に準拠した「疾病、傷害及び死因分類」を作成し、統計法に基づく統計調査に使用されるほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されている。

2. ICD-10の分類の構成(基本分類表) 現行のICD-10は、以下の22の章から構成されている。

- 第1章 感染症及び寄生虫症(A00-B99)
- 第2章 新生物(C00-D48)
- 第3章 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(D50-D89)
- 第4章 内分泌、栄養及び代謝疾患(E00-E90)
- 第5章 精神及び行動の障害(F00-F99)
- 第6章 神経系の疾患(G00-G99)
- 第7章 眼及び付属器の疾患(H00-H59)
- 第8章 耳及び乳様突起の疾患(H60-H95)
- 第9章 循環器系の疾患(I00-I99)
- 第10章 呼吸器系の疾患(J00-J99)
- 第11章 消化器系の疾患(K00-K93)
- 第12章 皮膚及び皮下組織の疾患(L00-L99)
- 第13章 筋骨格系及び結合組織の疾患(M00-M99)
- 第14章 腎尿路生殖器系の疾患(N00-N99)
- 第15章 妊娠、分娩及び産じょく<褥>(O00-O99)
- 第16章 周産期に発生した病態(P00-P96)
- 第17章 先天奇形、変形及び染色体異常(Q00-Q99)
- 第18章 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(R00-R99)
- 第19章 損傷、中毒及びその他の外因の影響(S00-T98)
- 第20章 傷病及び死亡の外因(V01-Y98)
- 第21章 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用(Z00-Z99)
- 第22章 特殊目的用コード

## 参考資料7: レセプト電算化について

IT 重点計画-2006(平成 18 年 7 月 26 日、IT 戦略本部)

### 1.1 IT による医療の構造改革 -生涯を通じた自らの健康管理、レセプト完全オンライン化-

#### ③レセプトの完全オンライン化の実現

遅くとも 2011 年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する。

#### 【具体的な施策】

##### (1) レセプトの提出及び受領の完全オンライン化の推進

###### (ア) 省略

###### (イ) 審査支払機関と保険者間のレセプトの提出及び受領の完全オンライン化(厚生労働省)

遅くとも 2011 年度当初からの原則オンライン化が円滑に実現するために、原則書類と定められている審査支払機関と保険者との間のレセプトの提出・受領について、電子媒体及びオンラインによる提出・受領を 2006 年度から可能とする。また、完全オンライン化に向けて、関係者への通知・周知等を徹底する。なお、審査支払機関及び保険者が電子媒体又はオンラインで提出及び受領するレセプトは、全項目が分析可能なデータ形式によることとする。

###### (2) レセプトの完全オンライン化への円滑な移行の奨励(厚生労働省)

###### (3) レセプトコンピュータへの標準コードの搭載(経済産業省)

###### (4) 診療報酬体系の簡素化・電子化(厚生労働省)

###### (5) レセプトデータの学術的・疫学的利用の推進(厚生労働省)

###### (6) オンラインネットワークを活用した診療窓口での被保険者名簿への即時照会システムの構築 (厚生労働省)

## 参考資料8：社会医療診療行為別調査とは

### 社会医療診療行為別調査について

厚生労働省大臣官房統計情報部が統計法に基づく届出統計として行っている調査であり、政管健保、組合健保及び国保における毎年6月審査分のレセプトから抽出し推計値を算出している。支払基金支部及び国保団体連合会が、調査の対象となった保険医療機関及び保険薬局の明細書から規定された抽出率により抽出を行い、その写しを統計情報部に提出する方法により実施している。

#### ○調査目的

政府管掌健康保険(以下「政管健保」という。)、組管掌健康保険(以下「組合健保」という。)及び国民健康保険(以下「国保」という。)における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政(診療報酬の改定等)に必要な基礎資料を得る事を目的としている。(共済組合、生活保護の受給者などのレセプトは含まず)。

#### ○調査範囲

各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部(以下「支払基金支部」という。)及び国民健康保険団体連合会(以下「国保団体連合会」という。)において、審査決定された政管健保、組合健保及び国保の一般医療及び老人医療の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を調査の対象としている。

#### ○調査時期

毎年6月審査分(5月診療分、若干4月以前のものも含む)

#### ○調査事項

診療報酬明細書・・・年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等

※傷病名については、明細書に主傷病が複数記載されている場合、診療内容をみて選択した。

調剤報酬明細書・・・年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等

## 参考資料9： 国民健康保険医療給付実態調査とは

### ○ 調査目的

国民健康保険の医療給付(老人保健法による医療給付を含む。)の状況を観察して疾病及び薬剤の種類等を明らかにし、国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とし、厚生労働省保険局調査課が結果集計および解析を実施。

### ○ 調査対象及び調査客体

調査年の5月以前の診療分として審査決定された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(調査年6月審査分)を調査対象とし、退職被保険者等にかかる医療給付(退職者医療)及び老人保健法による医療給付(老人保健医療)以外の医療給付(一般医療)、退職者医療及び老人保健医療別に次の抽出率をもって、保険者ごとに無作為系統抽出したものを調査客体とする。

(1) 一般医療及び老人保健医療の明細書抽出率

ア 入院については50分の1

イ 入院外、歯科及び調剤については500分の1

(2) 退職者医療の明細書抽出率

ア 入院については10分の1

イ 入院外、歯科及び調剤については100分の1

### ○ 調査方法

調査票は厚生労働省が都道府県を通じて全保険者に配付し、調査客体の抽出及び調査票の主要事項の記入は各保険者が行い都道府県に提出した。

都道府県は各保険者から提出された調査票の内容を審査し、所要事項を記入のうえ厚生労働省保険局に提出する。

参考資料10: 社会保険表章用疾病分類表(119分類)とは

社会保険表章用疾病分類表(厚生労働省保険局) 分類項目は大分類が19分類、中分類が119分類となっている

社会保険表章用119項目疾病分類表

疾病分類名 (大分類・中分類)	疾病分類名 (大分類・中分類)	疾病分類名 (大分類・中分類)	疾病分類名 (大分類・中分類)
<b>I. 感染症及び寄生虫</b> 細菌感染症 結核 主として性的伝播様式をとる感染症 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患 ウイルス肝炎 その他のウイルス疾患 真菌症 感染症及び寄生虫の続発・後遺症 その他の感染症及び寄生虫	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表 現性障害 知的障害<精神遅滞> その他の精神及び行動の障害 <b>VI. 神経系の疾患</b> パーキンソン病 アルツハイマー病 てんかん 脳性麻痺及びその他の障害性症候群 自律神経系の障害 その他の神経系の疾患 <b>VII. 眼及び付属器の疾患</b> 結膜炎 白内障 屈折及び調節の障害 その他の眼及び付属器の疾患 <b>VIII. 耳及び乳突突起の疾患</b> 外耳炎 その他の外耳疾患 中耳炎 その他の中耳及び乳突突起の疾患 メニエール病 その他の内耳疾患 その他の耳疾患 <b>IX. 循環器系の疾患</b> 高血圧性疾患 虚血性心疾患 その他の心疾患 くも膜下出血 脳内出血	低血圧 (症) その他の循環器系の疾患 <b>X. 呼吸器系の疾患</b> 急性鼻咽炎 [カビ] 急性咽喉炎及び急性扁桃炎 その他の急性上気道感染症 肺炎 急性気管支炎及び急性細菌気管支炎 アレルギー性肺炎 慢性肺腫瘍 急性又は慢性と明示されない気管支炎 慢性閉塞性肺疾患 喘息 その他の呼吸器系の疾患 <b>XI. 消化器系の疾患</b> う蝕 歯肉炎及び歯周炎 その他の歯及び歯の支持組織の障害 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍 胃炎及び十二指腸炎 アルコール性肝疾患 慢性肝炎 (アルコール性のものを除く) 肝硬変 (アルコール性のものを除く) その他の肝疾患 胆石症及び胆のう炎 膵炎 その他の消化器系の疾患 <b>XII. 皮膚及び皮下組織の疾患</b> 皮膚及び皮下組織の感染症 皮膚炎及び湿疹 皮膚癌及び脂腫 その他の皮膚及び皮下組織の疾患 <b>XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患</b> 炎症性多発性関節障害 関節症 変形性障害 (変形性を含む)	椎間板障害 頸椎症候群 腰痛症及び坐骨神経痛 その他の変性障害 肩の障害 骨の密度及び構造の障害 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患 <b>XIV. 腎尿路生殖器系の疾患</b> 糸球体疾患及び腎臓血管障害性疾患 腎不全 尿管結石症 その他の腎尿路系の疾患 前立腺肥大 (症) その他の男性生殖系の疾患 月経障害及び閉経周辺期障害 乳癌及びその他の女性生殖系の疾患 <b>XV. 妊娠、分娩及び産後</b> 流産 妊娠高血圧症候群 早産自然分娩 その他の妊娠、分娩及び産後 <b>XVI. 周産期に発生した病態</b> 妊娠及び胎児発育に関連する障害 その他の周産期に発生した病態 <b>XVII. 先天奇形、変形及び染色体異常</b> 心臓の先天奇形 その他の先天奇形、変形及び染色体異常 <b>XVIII. 癌性、腫瘍及び異常腫瘍所見・異常検査所見</b> 見ても分類されないもの 癌性、腫瘍及び異常腫瘍所見・異常検査所見 で他に分類されないもの <b>XIX. 傷害、中毒及びその他の外因の影響</b> 骨折 頭蓋内損傷及び内臓の損傷 眼傷及び盲眼 中毒 その他の損傷及びその他の外因の影響